

令和8年度

帯広市特定空家解体補助金

生活環境の向上を図るため、住宅性能が著しく低下している特定空家等（長屋を含む）を解体する場合に解体費用の一部を補助します。

1 補助の内容

補助額 対象工事費用(消費税相当額を除く)※の80% (千円未満切り捨て)

上限額 50万円

※対象工事費用の限度額 木造の場合、延べ床面積1㎡あたり 33,000円
非木造の場合、延べ床面積1㎡あたり 47,000円

2 募集件数、募集期間

募集件数 10件

募集期間 令和8年4月1日(水) ~ 予算枠に達するまで

※先着順に申請を受け付けます。

3 申請方法

工事着手前に、必要書類を建築開発課にご提出ください(P3参照)。

なお、申請から着工できるまで2か月ほどかかる場合がございますので、予めご了承ください。

【事前調査申請】 申請いただいた空き家が特定空家等および不良住宅に該当するか調査します。

【交付申請】 事前調査の結果、申請いただいた空き家が特定空家等および不良住宅に該当することが確認された場合は、交付申請が可能となります。

受付窓口 市役所6階 建築開発課

受付時間 8:45~17:30 (土・日・祝日の受付は行いません。)

4 対象者

次の条件を全て満たす方が対象です。

- (1) 市内に所在する空家等の所有者(法人を除く)。所有者が死亡している場合は相続人。
(所有者や相続人が複数いる場合は、その代表者)
- (2) 市税等を滞納していない方(納税状況により対象となる場合があります。)
- (3) 所得*の世帯総額が550万円以下(確認できる最新のもの)
- (4) 暴力団員でない方。
- (5) 過去に帯広市特定空家解体補助金を受けていない方。

※所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

5 対象住宅

次の条件を全て満たす住宅が対象です。

(1) 市内に所在する「特定空家等」

(令和8年度から長屋*も補助対象になりました。ただし、アパートやマンションなどの共同住宅は対象外です)

※長屋：一棟の建物に複数の住戸を有する建築物のうち、廊下や階段などを各住戸で共有しないもの

- (2) 住宅地区改良法に定める「不良住宅」に該当すること（市による事前調査で判定します）
- (3) 延床面積の半分以上が居住の用に供されていたこと
- (4) 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないこと
- (5) 補助を受ける目的で故意に破損させていないこと
- (6) この制度以外で、除去に関する補助を受けていないこと

○特定空家等とは

空家等（概ね年間を通して使用実績のない建築物）のうち、市街化区域内に所在している、または、道路や敷地境界線からその建築物の高さ以上離れていない建築物で、市が、以下のいずれかの状態にあると判断し、認定したものをいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

○不良住宅とは

主として居住の用に供される建築物または建築物の部分で、その構造または設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます。



例1 建物全体の傾斜による特定空家等の認定



例2 倒壊による特定空家等の認定

6 施行業者

次の条件を全て満たす業者に限ります。

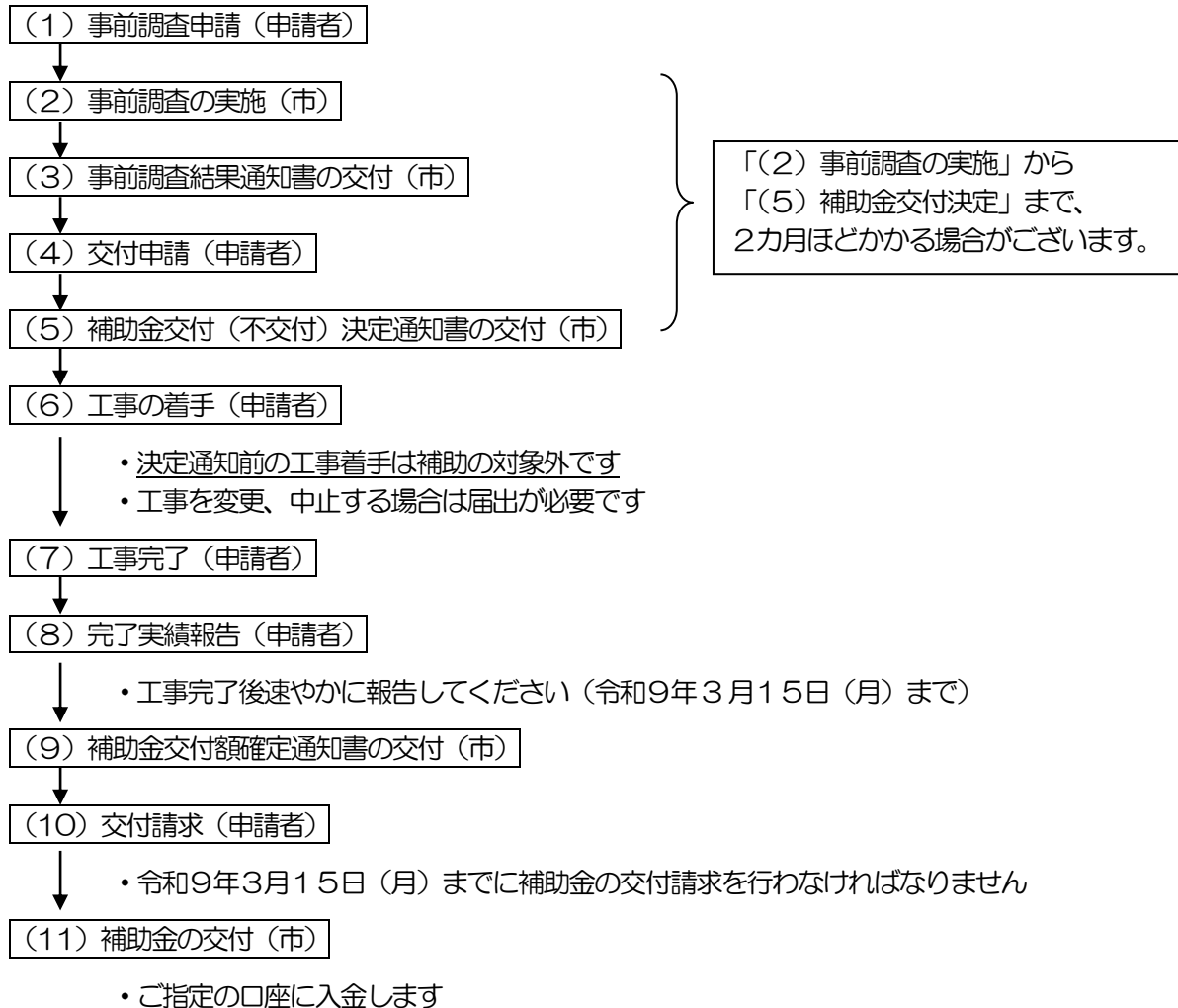
- (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき北海道知事の解体工事者登録を受けた者、または、「建設業法」による許可（建築一式工事業、土木一式工事業、解体工事業の内いずれか）を受け建設工事を請け負う業者
- (2) 帯広市内に事務所、または、営業所を有する業者。
※当該工事の全てを他に委託することはできません。

7 補助対象となる工事の条件

次の条件を全て満たす工事を対象とします。

- (1) 敷地内の補助対象物件全てを除却する工事であること。
- (2) 補助対象者が請負契約を締結する工事であること。

8 事前調査申請から補助金受取りまで



9 事前調査申請に必要な書類

- (1) 事前調査申請書
- (2) 建築物等の位置が確認できる書類 (地図等)
- (3) 所有者等であることを証する書類
(固定資産税の納税通知書の写し、登記事項証明書、または、固定資産税所有証明書など)
 - ・ 登記事項証明書 : 法務局窓口、または、オンラインで交付
 - ・ 固定資産所有証明書 : 市役所2階税証明窓口で交付

10 交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
- (2) 住民票※
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類※
- (4) 所得証明書（世帯全員分）※
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 登記事項証明書（建物）（コピー不可）
（対象住宅が登記されていない場合は、固定資産税所有証明書）
- (7) 除却工事の内容・工事箇所が確認できる書類
- (8) 所有者全員の補助対象工事に係る同意書（所有者等が複数人いる場合）

※(2)~(4)について、帯広市在住の方は、(1)申請書で個人情報の取得について同意すれば添付不要です。ただし、前々年の1月2日以降に帯広市に転入した方は、(3)、(4)の提出が必要になる場合があるので、ご相談ください。

11 完了実績報告に必要な書類

補助事業が完了したときは、令和9年3月15日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市特定空家解体補助金工事完了実績報告書（補助金交付決定通知書と併せて郵送）
- (2) 工事の請負契約書等の写し
- (3) 領収書、または、請求書の写し
- (4) 除却工事後の写真
- (5) アンケート

12 交付請求に必要な書類

令和9年3月15日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市特定空家解体補助金交付請求書
- (2) 通帳など、振込先の口座情報を確認できる書類の写し（任意）

13 解体工事を変更する場合

次の変更をしようとするときは、変更承認申請が必要となります。

- ・解体工事の工事内容の変更
- ・10%以上の工事金額の変更
- ・補助額の増額、または、30%以上の補助額の減額
- ・施工業者の変更

変更承認申請は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市特定空家解体補助金交付変更承認申請書
- (2) 変更後の工事見積書の写し

14 解体工事を中止する場合

帯広市特定空家解体補助事業交付中止届の提出が必要です。

15 帯広市旧耐震住宅除却補助金について（特定空家解体補助金に該当しない方向け）

昭和56年5月31日以前に着工された著しく耐震性の低い木造住宅を解体する方に対して、上限10万円を補助しています。

詳しくは、帯広市旧耐震住宅除却補助金のパンフレット、または、帯広市建築開発課（建築指導係 TEL0155-65-4181）までお問い合わせください。

※ 帯広市特定空家解体補助金に関する詳細につきましては、帯広市建築開発課（TEL0155-65-4179）までお問い合わせください。